

中世前期城館研究の問題点と上中城跡

福島克彦

はじめに

近年、京都府域では『京都府中世城郭分布調査報告書』1～4（京都府教育委員会 2012～15）が刊行されるなど、中世城館跡に関する基礎的な研究が蓄積しつつある。一方、考古学においても、各中世遺跡において城館跡が発掘されており、貴重な成果が披露されている。これらの成果は、織豊期に視線が注がれやすかったが、少なくとも京都府域に限るならば、最近中世前期（12～14世紀）の城館遺構が集積しつつある点が重要である。本稿では、畿内・近国における中世前期の城館研究の問題点をまとめ、その上で、丹波上中城跡を含めた同時期の遺構を概観したい。なお、本来は、居館と称するべき遺構もあるが、防御施設が多少なりとも構築されているため、城館の範疇に入れて評価する。

1. 中世前期城館研究への視座

一般に、中世前期の城館といえば、『一遍聖絵』などの絵巻物に描写された方形館のイメージが強い。すなわち、中央には主殿と広場、隣接して持仏堂、外縁には馬場や厩がある。そして周囲を堀と塀で囲繞し、出入口には櫓門を置いた施設となっている。このイメージについては後述するとして、これが堀と土塁で囲まれていた平地の方形館と同列で捉えられ、長らく中世前期の城館として認識されていた。

地域史では、この方形館跡の存在と、古代末、中世前期の在地領主制の伸長が合わせて考えられてきた。その際、方形館と領主制（武士団）との関わりはどのように認識されてきたのであろうか。以下、中世前期の研究者の視角を個別的に取り上げ、考えてみたい。

①戸田芳実「中世の封建領主制」『岩波講座日本歴史』旧 中世2 1967

平安時代初期の史料には、地方農村に「宅」と呼ばれる施設ないし経済体のあったことが、種々のかたちで出てくる。この宅は地方土豪である「富豪層」の屋敷であるが、土豪の本貫にかまえた本宅を意味するものであった（略）。

屋敷と開発地はつぎのようなかたちで結びついた。（略）譲状に「件の村御屋敷の近辺なり、早く浪人を招き寄せ、御下知の状に任せて、勧農あるべきなり」と書き記した。屋敷の存在と開発・勧農実施がこのように一種の因果関係でとらえられていることは、領主の論理として興味を引く。（略）

宅の近辺で合法的にえられた荒地は、ただちに本宅敷地の延長として、觀念上のあるいは現実の堀垣で囲われた、開発・勧農の成果が安定した所有権・支配権として結実する可能性をもつ好適地だったといえるであろう。（略）

ここで戸田芳実氏は、地域における領主制の進展を考えるにあたり、平安時代における排他的な経済体の屋敷地「宅」に着目した。すなわち、古代末、中世前期の富豪層が支配権を広げていく起点として、彼らが私的権限を行使できる「宅」が中核となった。これらの敷地は国衙や荘園領主の検断権も及ぶことができず、免税地と位置づけられる一方、その「宅」を中核に周囲に支配権を拡大し、彼らの譲状にも屋敷の存在と勧農、支配がセットで捉えられていたとする。

こうした領主の動きをモデル化したのが、次の石井進氏である。

②石井進『中世武士団』小学館 1974

（略）中世の武士団の所領支配の構造を図式化してみよう。いまコンパスを使って三つの同心円を描いてみる。そして、そのもっとも内側の円を武士の館・家・屋敷とする。あとにくわしくみると、実際には四角形のばあいが多いけれど、説明のつごう上、円で代表させておこう。周囲には土塁をめぐらし、堀でとりかこむのがふつうなので、土居（土塁のこと）とか、堀の内とよばれる。ここが武士の所領支配の中核をなす部分で、同時にイエの主人の支配権が貫徹しているところ

である。

その外側の円は武士の居館のすぐ周辺部にひろがっている直営の田畠を意味している。当時は佃・正作・御手作などともよんでいるが、主人に従属する度合の強い下人や所従などの隸属民たちを使役して耕作させており、荘園領主や国司に対しては租税が免除されているのがふつうだった。館のすぐ門前にあるところから、門田・門畠とよばれることも多く、「堀の内については検注のとき、かつて馬の鼻を向けられたことがない」、すなわち検注使の立ち入らぬ検注免除の地とされていた（中略）。

さて第三のもっとも外側の円が、荘や郷・保などとよばれ、地頭の設置されている地域単位をさしている。（中略）このイエの主人にとってはもっとも支配権の薄弱な部分であって、さればこそ地頭などの職種にもとづいてかれらの支配を補強しようとしているのである。

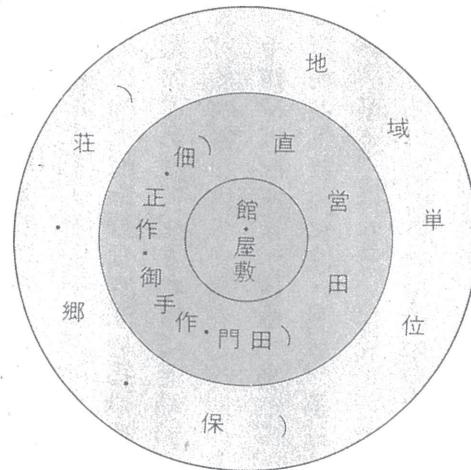


図45 中世武士の所領支配の構造

石井進氏は領主側の家父長制的支配権の空間的な広がりを、「イエ」支配の論理を使って、方形館を考察するモデルを組み立てている（図45）。ここでは領主（武士）の館を中心にして、同心円状に支配権を考え、周囲の直営田、さらにその外に広がる荘・郷・保などの地域単位を位置づけている。特に重要なことは、このモデルによって、実際の平地城館跡と小字・通称に残る館、城、堀内、佃、門田など、館周辺の地名などを位置づけることが可能になった点である。発掘調査の乏しい状況下、こうした地名を位置づけることになった点は歴史地理学的な視点として注目され、各地で地方における武士団の小世界を明らかにしようとする動向につながった。同時に、方形館跡と言えば、在地領主、すなわち地方の武士団の存在が一般に意識されるようになった。

③小山靖憲「東国における領主制と村落」『中世村落と荘園絵図』1987

私は、当時の武家屋敷の堀は農業用水の安定化のためにこそ存在したと考える。それは、単に不安定な小河川の改修であるだけでなく、冷水の温水化あるいは旱魃の防止のための溜池としての機能を具備するものであったと思われるからである。この推定は、当時の武士の館が平地に多く、堀の幅も二~三メートル程度のものが普通であって、「その本質は要塞にあらずして住宅である」という指摘からも首肯されよう。かかる形での用水の安定化は、在地領主が勧農機能を媒介として農民を自己の支配下に包摂する最も現実的な方式であったのであり、少なくとも上今居郷では中世的集落の成立をも意味した。

今までの研究者が宅や居館をアприオリに武士による支配装置と捉えていたのに対し、小山靖憲氏は城館跡の堀の機能に着目する。すなわち、農業用水を堀に溜め、冷水の温水化、あるいは旱魃防止に役立ったと推定する。武士たちは、こうした勧農機能を媒介にすることによって、農民たちを支配下に置くことができたと指摘した。小山氏は、関東地方の事例を素材に、地籍図や江戸時代の絵図から、居館跡や農村景観を復元的考察され、堀の水が孤立した存在ではなく、河川や水路と接続し、周囲の水田とつながっていた点を強調した。それによって、こうした用水の視点を見出されたことになる。

④橋口定志「方形館はいかに成立するのか」

峰岸純夫編『争点日本の歴史』4 中世 新人物往来社 1991

(略) 中世前期にさかのぼる文書類のなかに、基本的に「居館」ないし「館」という用語が現れないことも注意される。武士の居住施設といえども「屋敷」なのである。(略) とりわけ「堀内」と「方形館」の短絡から始まる議論は、その前提自体の吟味が不充分であった点で問題を残している。(略) 近年の考古学的知見によれば、現況地表上で確認できる「方形館」の土壙・堀のような城館遺構の大部分は、中世後期以降の構築物であり、中世前期まではさかのぼりえない。さらに中世後期の城館でさえも、近年に至る間に何らかの改変を受けている場合がままみられることを

踏まえて、城館自体の構造分析を行うべきである。

今までの研究者は、土塁・堀を持つ方形館を中世前期の存在として認識していた。これに対して、中世考古学の橋口定志氏は、遺構論から時間軸が議論されなかった点を問題とする。すなわち、今までの文献史、城郭史研究が、現存する土塁・堀を残す方形居館を中世前期の古いタイプに位置づけようとした点に警鐘を鳴らした。これは、近世期の絵図面、近代の地籍図を使った研究についても、傾聴すべき指摘であった。実際、前述した『一遍聖絵』などに描かれた居館イメージでは、周囲は塀や竹藪で、土塁が描かれておらず、基本的には宅地に近い存在であったと位置づける（橋口「絵巻物にみる居館」『生活と文化』2 1986）。そのためにも、橋口氏は、城館研究には考古学による構造分析が不可欠であることを強く指摘した。実際、土塁が現存するタイプを中世後期まで下させて考察すべきという意見は、近年はほぼ首肯されている。

さらに橋口氏は、中世前期の関東の遺跡から、新しい「堀内」論を提示している（橋口「中世東国の居館とその周辺」『日本史研究』330 1990）。ただし、これらが、新しい中世前期の居館跡、堀内のイメージとして定着したかは現段階では疑わしく、いまだ類例が乏しい状態である。さらに近年は鎌倉などの政治都市における武家居館の土塁遺構などは中世前期に存在としていたとして、農村部と都市部の峻別も図っている（橋口「中世前期居館の展開と戦争」『戦争』I 青木書店 2004）。

一方、中井均氏も、畿内・近国や北陸の発掘事例を取り上げて、中世前期まで遡及できる城館を改めて検討しており、部分的には土塁の存在も否定していない（「中世城館の発生と展開」『物質文化』48、1987）。こうした地域差の問題も議論する必要が出てきたことになる。

以上のように中世前期の城館研究は着実に進展してきたが、次の二点で問題を残してきたと考える。第一に、中世前期の屋敷地、城館を地方の在地領主（武士団）による勢力伸長のセットで議論されてきた点である。これは、戸田、石井、小山氏、さらに時間軸は相違するものの、橋口氏にも共通すると考える。しかし、元来有力権門の膝下にあり、莊園を強く保持していた畿内・近国では、十分に城館跡と地域の武士の議論がなされていなかった。換言すれば、莊園制下における城館跡の発達が対象外になっていたと考える。

第二に、前述した地域差の問題である。関東地方の場合、鎌倉御家人の居館跡が伝承のまま、無批判に位置づけられてきたこともあり、後世の改変や拡張を受けている視点が十分に検討されてこなかった。そのため、前述した橋口氏の視点は比較的受け入れられる部分があったことは想像に難くない。しかし、畿内・近国では、そもそも地域社会において、中世前期の平地城館跡の遺構自体が少ないとされ、鎌倉武士との関係を示す城館跡の伝承もほとんどなかった。遺構自体がない以上、やはり発掘調査事例に頼らざるを得ない側面が強い。

こうした課題を認識しつつ、どのように中世前期の城館を考察すればいいだろうか。以下、考察を深めたい。

2. 政所屋敷論という視点

(1) 革嶋城跡の考察

今まで城郭史研究の分野では、前述してきた在地領主制の議論を莊園制と反比例的に捉えてきた。しかし、近年は、職能としての武士論が提示され、武士の在京性、あるいは公家との親近性が主張されるようになってきた。

特に畿内・近国では、権門寺社による莊園制の問題も包含して考察が必要となってきた。そこで、鎌倉期まで遡及できる武士として西岡の革嶋氏とその城館跡について考察してみた。まず、この概略をまとめておきたい。

革嶋氏は、近衛氏領革嶋南莊の下司職として現地莊園を経営し、14世紀には幕府御家人となった國衆である。近世期には「牢人」身分として、土塁・堀で囲繞された革嶋城跡に居住し続けた。『革嶋家文書』には元禄15年（1702）などの近世期の革嶋城跡の絵図類が残っており、その平面構造が確認できる。これらの近世絵図から居館の正確な位置を確認し、地籍図上に落とし込んだ。これによって、嘉暦元年（1326）2月「革嶋南庄差図」における「御所力キ内」の空間と重複していた点が明らかとなった（図46 福島克彦「戦国期畿内の城館と集落」『新視点中世城郭研究論集』新人物往来社 2002）。その後、発掘調査では、ほぼ絵図通りに土塁・堀が検出され、これらが15～16世紀に築造されたことが確認された（『京都市内遺跡発掘調査報告』平成21年度 2010他）。さらに近世期の由緒書では、当空間を本所である近衛氏の「下屋敷」と認識しており、近世期「牢人」として在住した革嶋氏は、城跡に在住する

にあたり、常に近衛氏との関係に言及していた。革嶋氏は鎌倉時代後期から同荘の下司職に赴任していたことを勘案すれば、「御所力牛内」は同荘の政所屋敷と考えられる。革嶋氏は、近衛氏領革嶋南荘の政所屋敷を次第に自らの居館に転化していくことで、同地の支配権を確立していったと考えられる（福島克彦「中世方形館研究の問題点」『城館史料学』4 2006）。

なお、革嶋城跡の東に隣接して、西岡の幹線用水である桂川用水（寺戸用水、今井用水）が流れている。この用水路は、元禄15年、革嶋氏の領域を区切る境界となっていたが、構造的に用水を堀へ引き込む意思が見られない。また、革嶋集落の南西部に用水が複数分岐する樋口が見られるが、革嶋城跡は、この箇所とも空間的に離れている。近世絵図面によれば、革嶋氏の居館に周囲する堀の水は、革嶋集落内部を流れた排水路（悪水）から入れており、用水路とは区別している。したがって、革嶋氏が堀の水を自らの支配権のために使用した可能性は、きわめて低いと思われる。

筆者は、中世城館における堀の用水使用を認めていないわけではない。物集女城跡（向日市）の東側の堀のように、近隣における一部の水田に使用されたことは考えられよう。ただ、物集女城跡の西側が空堀であるように、堀の機能は周囲を囲繞して隔絶性、防御性を高めることが目的であり、用水使用は、その副次的要素と考える。

(2) 中世期に描かれた居館絵図

次に注目される点は、中世期に描かれた堀に囲繞された居館の図面である。現在、中世期に描かれた絵図類は、2点残っている。個々を取り上げる。

第一に「新見荘谷内屋敷絵図」（図47『東寺百合文書』サ 寛正4年1463）があげられる。これは、備中新見荘の百姓谷内氏の屋敷図として認識されていたが、谷内氏の主殿が堀で囲繞された空間Bの外に位置していた。そして客殿や庫裏がある空間Aが別個にあるため、これが政所屋敷と評価されている。重要なことは、管理している谷内氏が囲繞された堀の外側に生活空間を置いている点である。政所屋敷という公的な空間(A)と自らが生活を営む空



図46 革嶋城跡周辺地籍図（明治31年）

間(B)を分けていた事実が理解できる。絵図では堀のみならず、堀を四周されており、虎口には門や橋が設置され、防御機能も兼ね備えていた。

第二に「勝龍寺近隣指図」(『九条家文書』永正2年1505)があげられる。同図は、九条家領小塩荘の代官職香西氏と直務支配を望む九条氏の抗争の場となった神足館の図示した資料と考えられている(図48『九条家文書』)。これも、方形の堀で囲繞された区画であり、内部には建物らしい表現が見られる。代官と本所が年貢をめぐって刃傷沙汰の場になっていたことを想起すれば(百瀬ちどり「九条政基の『小塩荘下向引付』を読む」『長岡京古文化論叢』2)、やはり、当施設は九条氏領小塩荘を現地で司る政所屋敷だったと推定される。

このように、現存する2点の居館の中世絵図類においても、その機能は政所屋敷であったと考えられる。土壘の存在は不明であるが、両者は方形区画を有し、周囲を堀で取り巻いていた。さらに1~2ヶ所の虎口を設置していた。

このように考えると、政所屋敷という莊園経営の中核だったからこそ、外部者に対して排他的な構築物を築いたと考えられるであろう。城館という防御施設の成立は、単に在地領主の伸長や彼らの武芸といった職能の問題だけではなく、年貢収納や算用状の管理といった現地における莊園経営と深く関わっていたと見るべきであろう。換言すれば、こうした地域社会における中世前期の城館跡は、政所屋敷だった可能性が高く、こうした遺構を研究、分類していくことは、莊園制の実態を見る上でも有効な遺跡と考えられる。

3. 畿内・近国における発掘事例

(1) 各城館遺跡の考察

ここで改めて注目されるは、近年畿内・近国において、中世前期

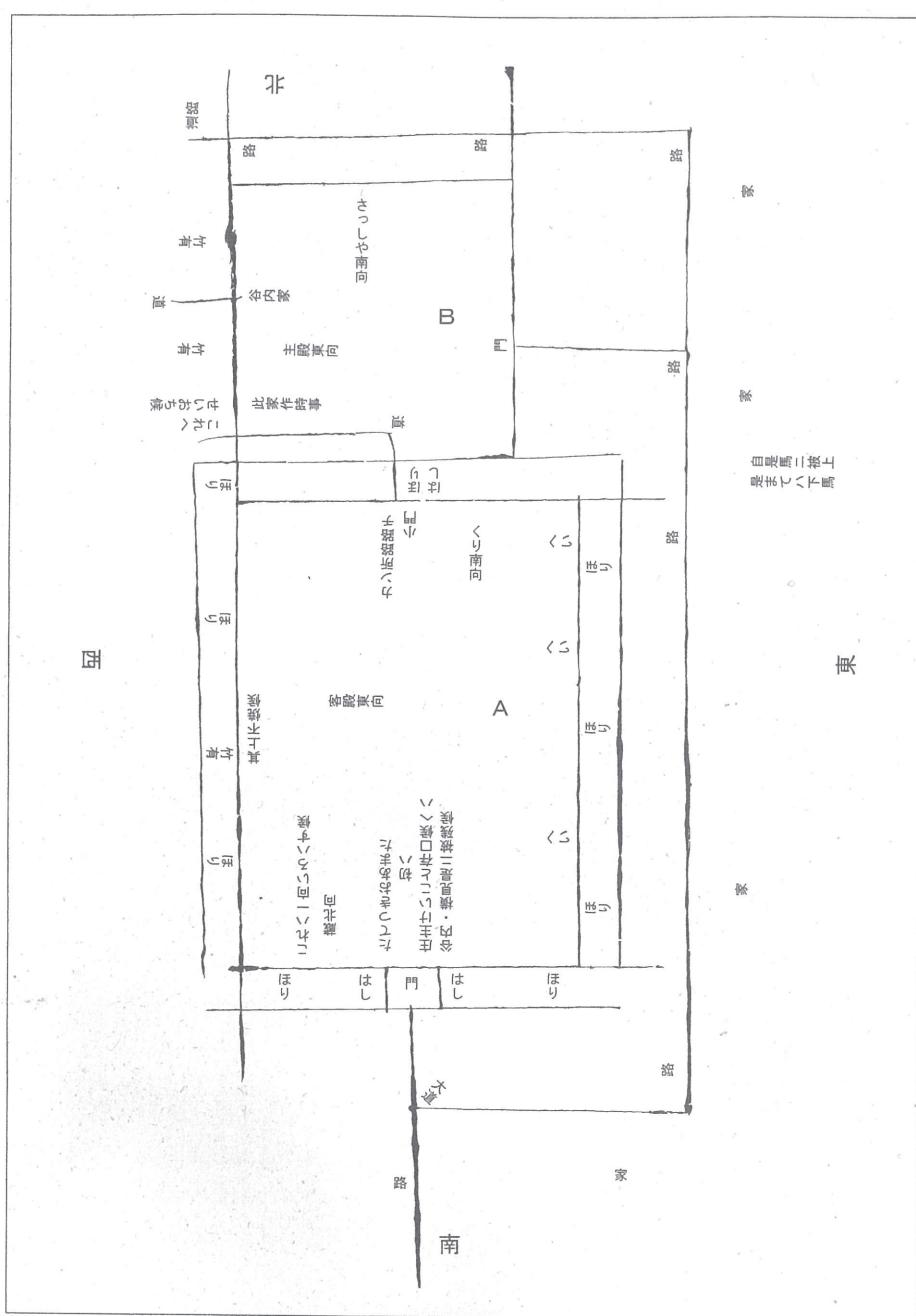


図47 新見荘地頭方百姓谷内家指図(『東寺百合文書』サ399 寛正4年)

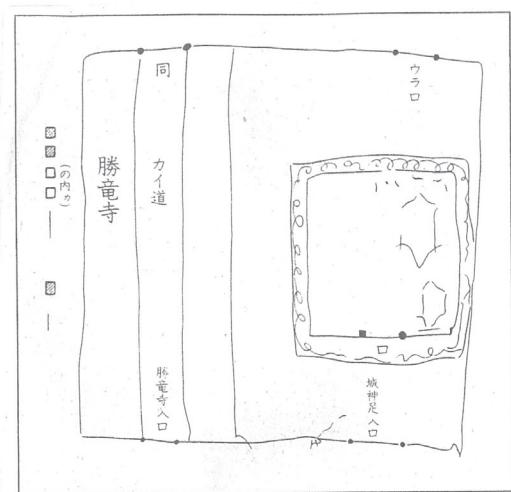


図48 勝龍寺近隣指図(『九条家文書』)

の居館跡の発掘事例が集積されている事実である。特に京都府域では、12～14世紀の遺構が多数検出され、その多様な様相が明らかになりつつある。ここでは、これらを順に紹介していきたい。

①大内城跡（福知山市）

大内城跡は福知山盆地の南の台地上に位置する居館遺跡である。中世期は六人部荘にあたり、当城跡はこれを見下ろす立地であった。六人部荘は、土師川流域にあたり、広域な荘域を誇っていたが、この大内城跡は、その中核的存在であった。

六人部荘の初見は大治3年(1128)6月付の平資基屋地去渡状(『九条家文書』)である。これによれば、平資基が父資孝から相伝した所領のひとつに「丹波国六人部御庄」が登場する。

寿永3年(1184)4月5日、源頼朝は、平清盛の異母弟頼盛を赦した際、平氏没官領のうち、頼盛の所領を本人に還付している。これは、頼盛の母であり、かつて頼朝を助けた故池禅尼の「恩徳」に報いるためであった。その際、丹波六人部荘を含む10の荘園は、本家として王家領荘園の八条院領に組み入れられ、頼盛は、その下の領家職を担ったようである(『吾妻鏡』)。したがって、六人部荘は、12世紀後半、平氏管轄下の荘園として維持されていたことになる。その後、六人部荘は亀山天皇皇子守良親王(五辻宮)に譲与された。この時、嘉暦3年(1328)9月27日付の五辻宮家領注文案(『海住寺文書』)には「六人部庄内」として「大内村」の名が現れる。

貞治5年(1366)5月には、鎌倉將軍家の流れを組む五辻宮祥益が故熙明親王の菩提のため、六人部荘を天龍寺に寄進している(『天龍寺重書目録』)。さらに応永17年(1410)2月には、南禪寺正眼院に寄進された(『天龍寺重書目録』)。このように京都の有力禪宗寺院において、荘園が継承されている点を見ても、同地が京都と緊密な関係にある土地であったことがうかがえる。しかし、以後も天龍寺領は存続し、応永27年(1420)4月の丹波守護細川満元遵行状において、天龍寺領の「六人部九ヶ村」他の村落に対して、臨時課役・守護役の停止を伝えている(『天龍寺重書目録』)。同年5月、天龍寺領六人部荘九ヶ村の沙汰人、名主、百姓が、天龍寺へ起請文を提出しているが、大内村には「大内 立垣判」「大内 堀判」「大内 小林入道判」が据えられており、複数の有力者が在住していたことがわかる(応永27年5月12日付「丹波国六人部荘沙汰人名主百姓等起請文案」『天龍寺文書』)。このうち注目されるのは、大内に堀という名字の有力者がいた点である。中原康富は文安6年(1449)5月19日、大炊寮領今安保(福知山市)に下向する際、丹波土師宿に到着した。その際「即向天田郡々司堀孫次郎館而謁之」と記し、近隣の堀孫次郎館に出向いている(『康富記』)。前述の史料によって、堀氏が立垣、小林入道とともに大内に在住していたことがわかるため、天田郡司の堀孫次郎も大内に居館があった可能性が高いと考える。

以上の点から、六人部荘が12世紀後半に平頼盛、八条院領、さらに14世紀からは天龍寺領として存続していた

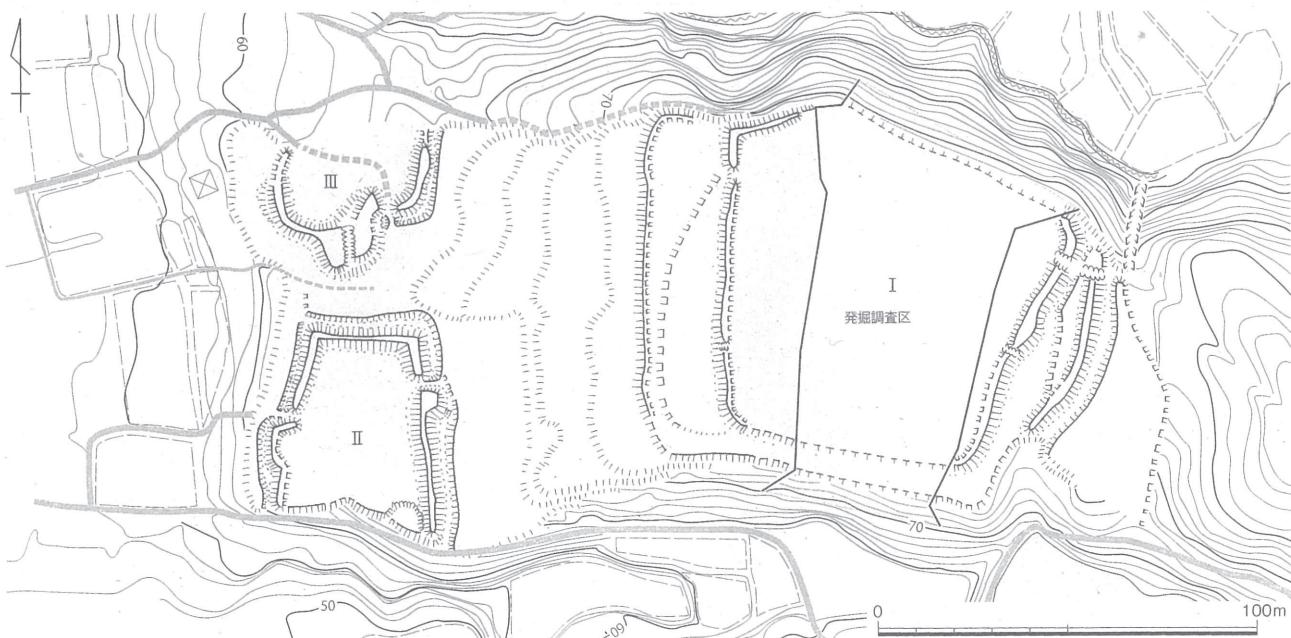


図49 丹波大内城跡概要図

こと、15世紀前半から中葉にかけて、大内周辺に天田郡司堀氏の居館があったことが推定される。

大内城跡は、大内地区の東の台地上にあり、遺構はⅠ～Ⅲ区の三つに分かれる(図49)。最も高い位置にある空間Ⅰは一辺100メートルを計り、周囲は微高の土塁と堀で区画されていた。このⅠは発掘調査が実施され、大型の掘立柱建物、雑舎が複数検出されている。多量の遺物が出土しているが、そのなかには舶来品の中国製陶磁器も多数確認され、日宋貿易が行なわれていた往時の様相を知ることができる。遺物の時期から、盛期は平安時代末から鎌倉時代初期、および鎌倉時代初頭の二時期が推定されている(<財>京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査報告書』第3冊 1984)。

なお、Ⅰは戦国期の遺物は少なくなり、ほとんど使用されていないという。一方、西側40メートルの台地先端には、未発掘の土塁・堀組みの方形館跡が2基(Ⅱ、Ⅲ)残存している。これは高さ2メートル弱の土塁と堀が取り巻き、双方とも折れを伴う櫓台と虎口が看取できる。これらは明らかに中世後期の15世紀以降の遺構と考えられる。前述したように堀氏は、15世紀中葉に天田郡代としても活動したと言われ、大内城跡は同郡の守護所の一端を担っていた可能性がある。

このように、大内城跡は中世前期から後期に連綿と続いている貴重な遺跡である。前期は発掘された遺構Ⅰ、一方後期は地表面で現存する遺構Ⅱ、Ⅲと、空間的にも変遷していったと考えられる。さらに、六人部荘の拠点(政所屋敷)が、次第に天田郡代の居館に使用された点も注目される。

②上ヶ市遺跡(福知山市)

由良川に南にのぞむ広域の台地上に構築された遺跡である。同地は松尾社領雀部荘のほぼ中央に位置する。

雀部荘の名は、養和元年(1181)9月16日付の丹波国宛官宣旨(『松尾神社文書』)に初めて登場し、寛治5年(1091)11月、天田郡前貫首丹波兼定の寄進によって、松尾社領となつた。

嘉禎4年(1238)10月に地元の地頭政所屋敷の補修をめぐり、松尾社雜掌僧覺秀と地頭で在京武士だった大宅光信との相論が起こっている。新しく赴任した地頭方の荘官は「地頭庄屋」(地頭政所)の「草屋」のうち、「本宅」を「薪」にしてしまう一方で、「新造五面三面式屋」を築こうとしたという。これに対して、現地百姓は政所屋敷を築くことは「百姓之大嘗」であると認めつつも、新儀の建設には難色を示した。一方、大宅光信は以前政所屋敷が破損した場合、百姓が対価を捻出し、公文の家を買い取って庄屋を作った事例をあげ、こうした現地施設の補修、改築が在地において恒常化していた実態を主張し、今回の構築が新儀行為ではないと反論している。この相論は、結果として松尾社側の主張が採用されたが(嘉禎4年<1238>10月19日付、六波羅裁許状『松尾神社文書』)、注目されるのは、在地社会が旧来の「草屋」風の政所屋敷、地頭方荘官が新規造作の「新造五面三面式屋」と対置的に捉えたことである。特に地頭方の建造物を華美な存在として主張した点は注目されよう。荘園の中心施設に対するイメージが、現地側と地頭方で相違していた点は重要である。

さて、この上ヶ市遺跡では、複数の時期のうち、第4期にあたる平安時代後半から鎌倉時代前半までの時期が盛期にあたる。

この時期の遺物としては、土師器、緑釉陶器、灰釉陶器、瓦器などが出土している。建造物では、総柱となる掘立柱建物群、堀、溝、井戸などが確認されている(図50 福知山市教育委員会『福知山市文化財調査報告書』21 1993)。特に重要なことは、台地上に

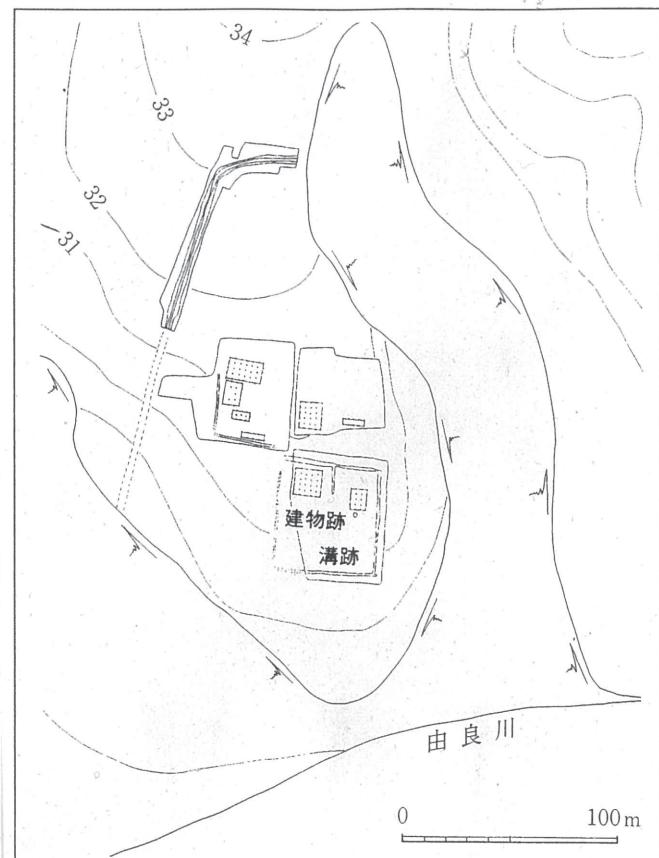


図50 上ヶ市遺跡概要図

おいて溝で囲繞された方形区画があり、その内部に複数の掘立柱建物群が確認された点である。建造物は、溝の区画の北側に位置し、南側は空閑地となっている。この点から、この遺跡の建物は南向きであった様相がわかる。前述した大内城跡 I と立地的には類似するが、同遺構が地形を活かして縁辺部に土塁・堀を設けて方形区画を指向していたのに対して、上ヶ市遺跡は地形の縁辺部を活用せず、台地上の広い平坦地に約 70 メートル四方の方形区画を築いている。ほぼ 100 メートル四方の平坦地に、こうした区画が複数配置させており、遺物から察しても、在地社会とは遊離した空間が維持されていた。思い切った言い方をすれば、方形で区画された建造物群を並立して配置した建造物群の遺構といえよう。

さらに注目したいのは、台地の付け根にあたる北縁には、長さ 60 メートルにも及ぶ堀切、横堀が確認された点であろう。これは、台地の背後を遮断する存在であり、前述してきた台地上の建造物群を仕切る存在となっている。

前述したように雀部荘では、当地を経営する政所屋敷の維持管理をめぐり、松尾社と地頭方が対立を続けていた。両者は政所屋敷を別個に造成して対抗するのではなく、一つの空間をめぐって抗争が続いた。これが上ヶ市遺跡と一致するか、否かは明確にはわからないが、同遺跡が長期に存続していたこと、雀部荘を眼下に見下ろせる場所であることから、やはり荘園と関連する遺跡と考えられるだろう。

③上中城跡（京都市右京区京北町）

同地の京北町は、近年京都市右京区と合併したが、もともとは丹波国桑田郡に属した地域である。上中は、大堰川（桂川）の上流にあたる弓削川上流に位置する。周囲は平安末期より後白河院の長講堂領弓削荘と呼ばれた区域である。建久 2 年（1191）10 月付、長講堂所領注文（『島田文書』）には、弓削荘が公事物として、御簾、京筵紫畠、節器物などを貢納して、賦役を務めていた。暦応 4 年（1341）光厳上皇が院宣を下し、天龍寺に領家職、地頭職を寄進している（『天龍寺造営記録』）。以後、弓削荘は「年貢料木」を本所に納めていたが、文和元年（1352）10 月 12 日、出雲社の上分と称して丹波国眼代が「宿野河」（場所不明）に新闇を設置して率分を取ろうとしたため、將軍足利義詮が丹波守護仁木頼章に命じて取り締まっている（『天龍寺重書目録』）。貞治 4 年（1365）4 月 29 日にも丹波目代宗覚が、弓削荘の年貢と材木、山国荘の杣用木に対して、「宿野河」、大谷（南丹市）、野々村荘（南丹市）、保津（亀岡市）で率分や川手、関賃をとろうとしたという。そのため、やはり將軍義詮が丹波守護山名時氏に対して、取り締まりを命じている（『天龍寺重書目録』）。以上の点から、弓削荘が天龍寺の材木供給源になっていたことが理解できる。文明 17 年（1485）12 月には、天龍寺が弓削荘の年貢が減少したため、天龍寺が支払う必要のあった本所の大光明寺、蔵光庵への本役が減じることを通告している（『陰涼軒日録』）。この点から、応仁・文明の乱を契機に弓削荘からの年貢納入も大きく滞り出した様相がうかがえる。天文 21 年（1552）11 月の細川京兆家奉行人飯尾元運奉書（『記録御用所本 古文書』上）には、野々村荘を拠点に持つ川勝左京亮に対して「弓削庄上下」の知行が認められている。このように、16 世紀中葉に入って、近隣の国衆による直接介入が見られるようになった。

一方、在地側の動向については、一次史料から確認することはできない。そこで近世の地誌『丹波志桑田記』には、以下抜粋してみたい。

『丹波志桑田記』（江戸時代）

草木氏

橘姓、天仁年中鳥羽院上北面藏人太夫正平五代孫国直、弓削ノ庄司ニ成ル、弓削中村ノ内西宮惣ト云田ノ中ニ居城ス、国直後孫越前守頼泰、光嚴院法皇当郡御座ノ時勤仕シ、叡慮ニ叶ヒ、草木ノ苗字ヲ勅許アル、天正年中越前守守親代迄連綿相続スルノ所、此時ニ至テ明智光秀周山ノ城ヲ築ノ頃、守親三十二才ニテ死、

（略）

往古弓削氏、今草木氏、本家庄右衛門、先祖ノ城跡本丸今田地ト成ル、字ニ城屋敷ト云、東西十七間、南北四十間計、北ノ方ヘ片寄テ、幅三間、竪十五間斗ノ土手アリ、此所御除地ナリ、杉ノ古木一村生タリ、中ニ小社アリ、先祖ノ靈ヲ祭ル、城主權現ト云、屋敷廻り幅四間計リノ堀ノ形アリ、今ハ田地トナル、字ヲ堀ト云、近キ田地ノ字ヲ城上・城下・城ノ元ト云、今ニ城屋敷・城主權現ノ社、代々草木家支配ナリ、

これは、弓削在住の草木氏に関する記述である。これによれば、弓削荘には天仁年間（1108～10）に鳥羽院のも

とで北面の武士に属する藏人大夫正平の五代後の国直が、弓削の「庄司」になったという。彼は弓削荘の中村の西宮と呼ばれる水田に居館を構えたと伝える。この国直の孫の頼泰は、14世紀に光嚴院から草木氏の名字を認められたとする。

一方、城跡の様相も記しており、「城屋敷」と呼ばれる地名と東西よりも南北に長い長方形区画が解説されている。この区域は草木氏の支配となっていたが、北側の土塁は徐地になっていたという。周囲には堀跡がめぐり、外部には城上、城下、城之元、堀などの地名があったとする。

上中城跡は、弓削川の西側に位置し、水田地帯に残存する平地城館である(図51 昭和前期)。地籍図でわかるように同地は、方一町の条里型地割が広がった水田地帯である。ただし、城跡部分は比較的安定した地盤と考えられる。城跡からは12～13世紀の土器が出土しており、鎌倉時代までの構築物と考えられている。また、周囲の長細い一定幅の区画が取り巻いているが、発掘でも堀跡が確認されている(京北町教育委員会『上中城跡発掘調査概報』1994)。

本城跡の特徴は、周囲の条里型地割に規制されずに、斜行した状態で遺構が築造されている点である。楕円形の区画、周囲には堀(幅5メートル、深さ1メートル)、北辺に高さ1メートルの一文字状を呈する土塁が見られる。中世前期の遺構ながら、地表面に土塁を残す貴重な事例といえよう。この土塁は徐地として近世期は保護されてきたが、その構築時期が前述の遺構時期と合致するか、気になるところである。

城跡部分は小字「城」が残り、周囲には維持主体の影響下の水田と考えられる「城ノ下」「勝山田」「太田」、さらに城の東側には、南北に続く街道があり(現在の国道162号線)、かつては城の東側の勝山田で屈曲していた。街道沿いのうち、城の北東には「制札」、南東には「古札場」の地名がある。城が近隣にあったことを想起すれば、外部に伝達するような場だった可能性がある。

一般に平地城館は、周囲の条里型地割に規制されて築造されている。しかし、上中城跡は、この地割に斜行して築かれており、規制を受けていない。今後、城跡と周囲の水田地割の切りあい関係が注目され、古代、中世前期の土地開発を考える上でも貴重な遺跡である。

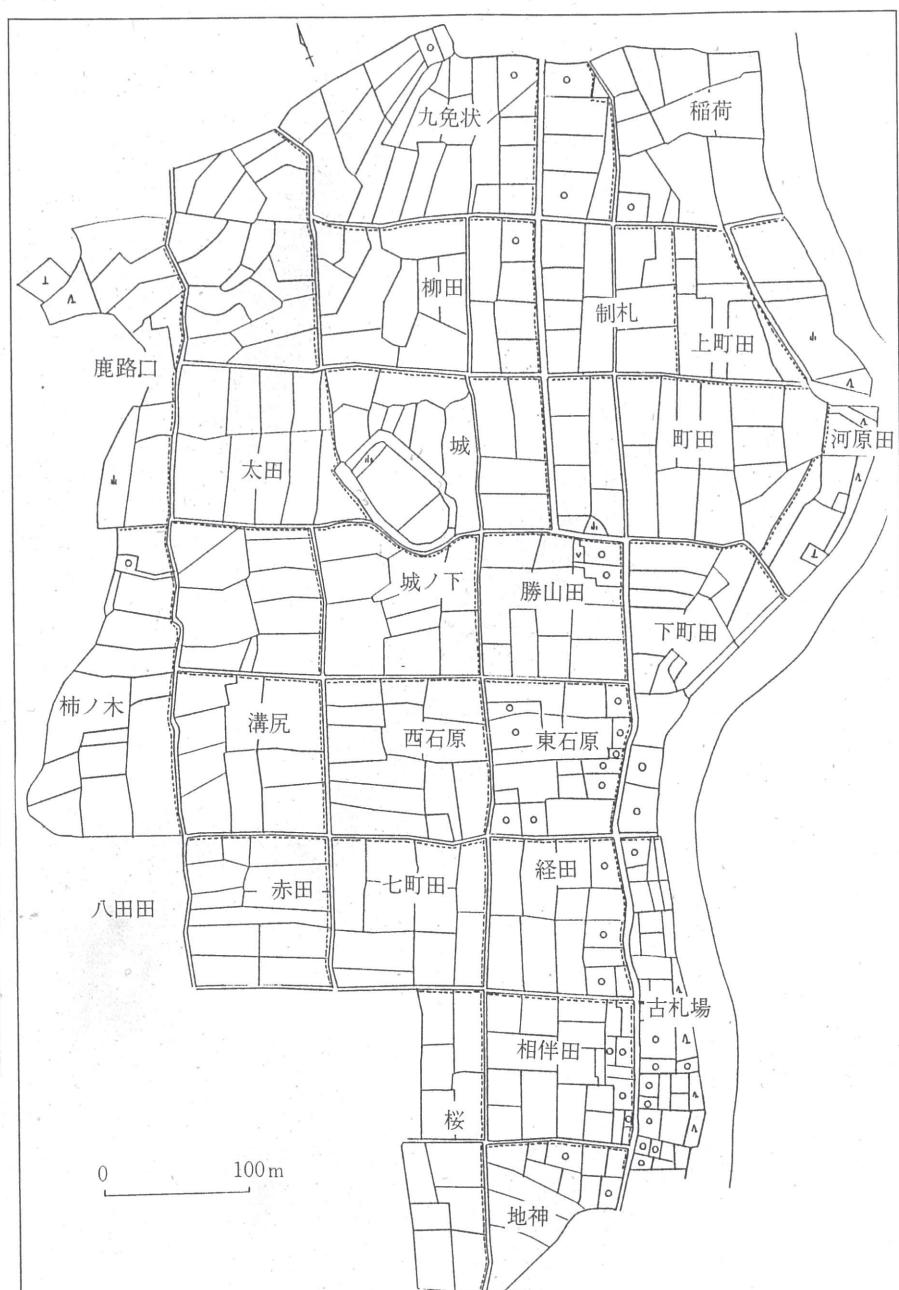


図51 丹波上中城跡周辺地籍図(昭和前期)

④犬飼遺跡（亀岡市）

犬飼遺跡は現在の犬飼集落の南側の水田地帯に位置する中世遺跡である。当地は北側の法貴谷川が形成した扇状地の北端に位置する。遺跡の北側は段丘崖となり、犬飼川の氾濫原となっている。

当地の中世前期の様相は不明であるが、法貴村周辺と言われる曾我部郷の召次保には名の進退を管掌する役職として「桑田郡司」の存在が指摘されている（飛鳥井拓「文献史料による丹波の中世城館と領主」第144回埋蔵文化財セミナー 2020）。

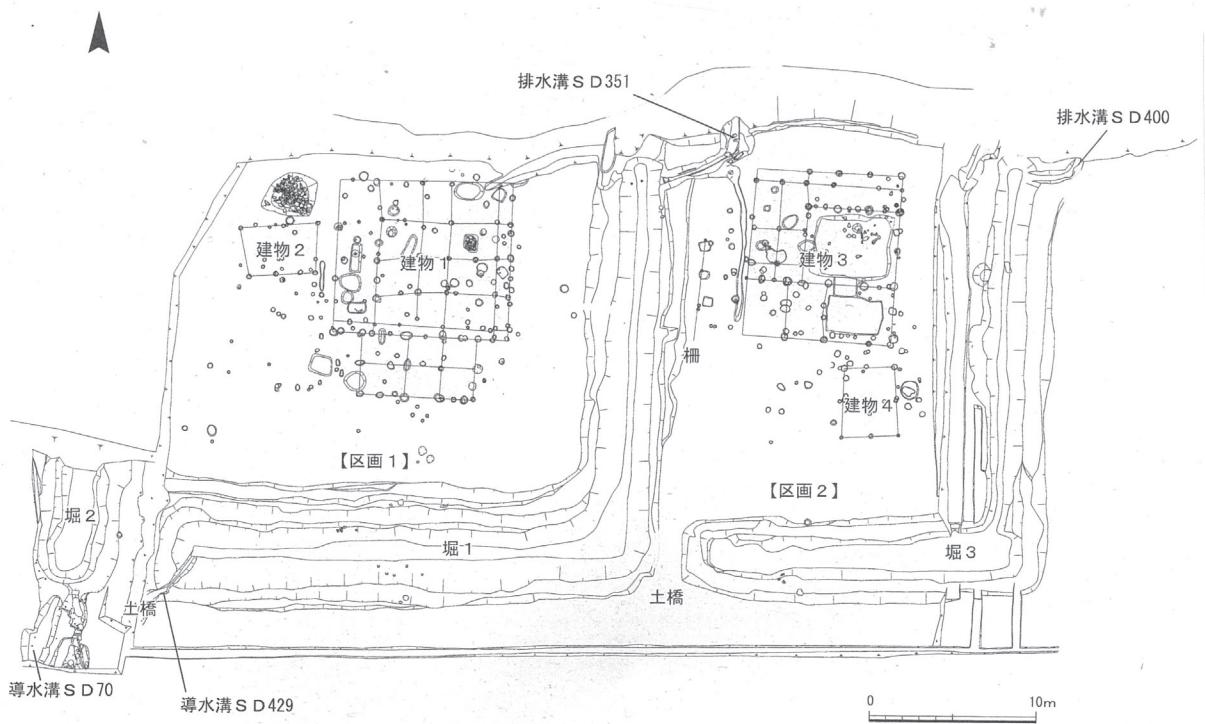


図 52 犬飼遺跡概要図

発掘調査によれば、区画1と区画2という二つの曲輪が確認された。基本的に方形区画を指向しており、周囲の条里型地割に規制された存在である（図52）。各々南、西、東の三方に堀を設け、外部からの隔絶性を高めている。また、北側はともに段丘崖となっており、一種の後堅固の立地となっている。中核となる区画1には主屋となる総柱型掘立柱建造物があり、周囲の細かい柱穴から、板張りの床が推定されている。一方、区画2の主屋は土間が残存していたと考えられている。さらに区画1の堀は深さ2メートル、幅8メートル、区画2の堀は深さ1.5メートル、幅6メートルを測る。なお、区画（曲輪面）の外縁は柱穴が少なく、空閑地となっているが、土塁があった可能性は低いと考えられる。ただし、区画1の西側などに竹の地下茎が確認され、竹藪敷地や生垣による画定も推定されている。

各々の曲輪の南西隅に土橋を設置し、通路を確保している。ともに、防御的に不適な隅角部に築かれている点は注目されよう。うち区画1の土橋には北から流れてくる水路が堀に注がれよう導水溝が敷設されている。堀の水は区画1、2ともに北東隅の側面に排水溝を設け、崖下へ流していた（桐井理揮「堀の内には誰が住んだのか？」第144回埋蔵文化財セミナー 2020）。

内部の建造物配置と土橋の関係と北側の段丘崖を勘案すれば、やはり区画1、区画2ともに南向きの建造物と考えられる。

外来系天目茶碗、中国製緑釉陶器、漆器椀、常滑・瀬戸の壺など出土しており、13世紀後半～14世紀前半が推定されている。

当遺構の最大の特徴は、複郭で構築されている点であろう。規模やプラン的には区画1の方が優越しているが、建造物の規模などは、ほぼ同格であり、主従関係というよりも、並立している雰囲気が強い。一般に、こうした館の

並立パターンは、16世紀における領主の同名中が横並びとなつた際に説明されてきたが、13世紀後半～14世紀前半段階で、こうした構築物が完成していた点は注目される。

⑤下海印寺遺跡（長岡市）

小泉川の左岸（北）の河岸段丘縁に立地する（図53）。約50メートル四方の区画で、堀の深さ1.5メートル、幅4～5メートルである。内縁には柵列が検出され、堀の内側を囲繞していた（『京都府遺跡調査報告書』150〈財〉京都府埋蔵文化財調査研究センター 2012）。西辺中央に土橋（石積み付随 後世か？）があり、柵列が途切れていることを評価するならば、城館の開口部と考えられる。これは普請にかかる構造と作事の遺構が合致した貴重な事例であろう。内部には掘立柱建物2棟が検出され、11～12世紀の遺物が出土から、平安時代末期の居館と考えられ

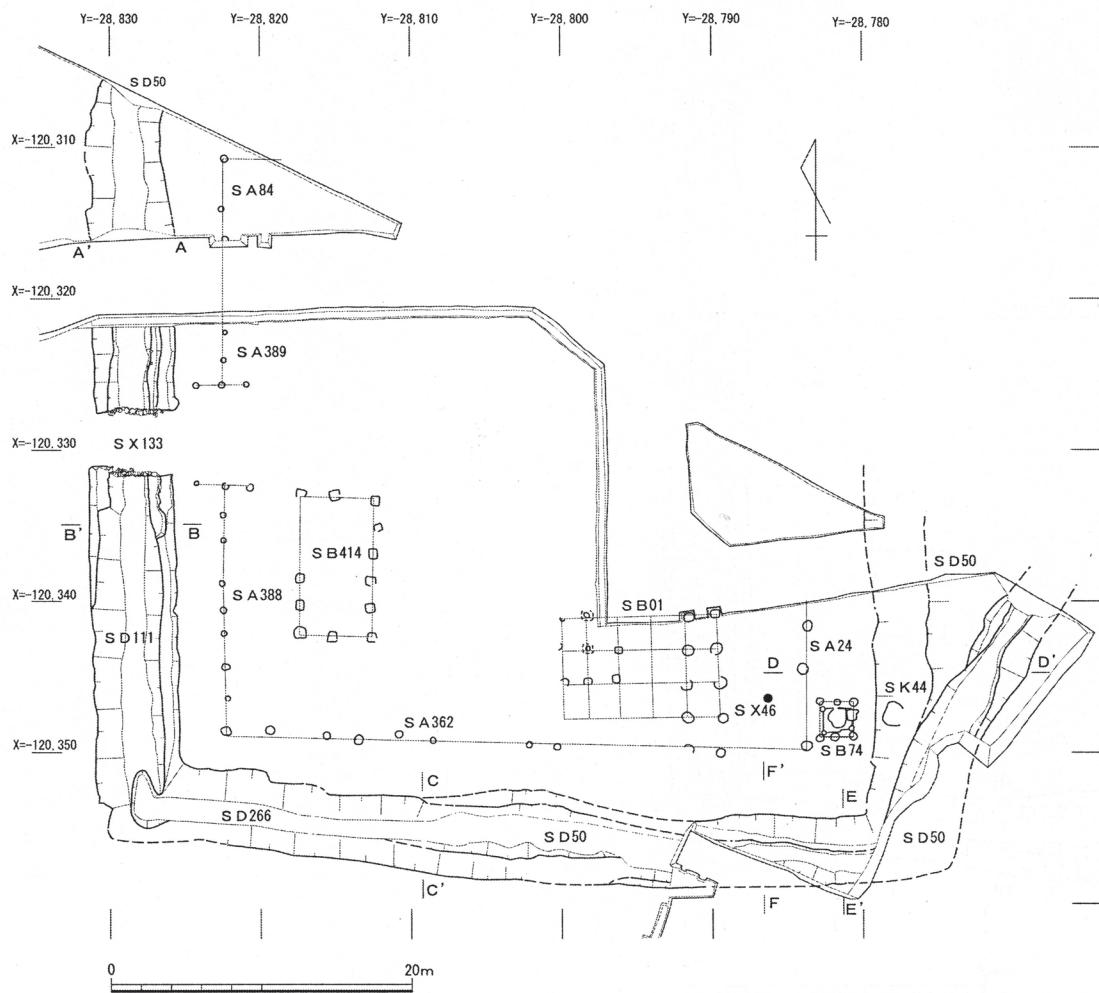


図53 下海印寺遺跡概要図

ている。

11～12世紀という、きわめて古い遺構であるが、段丘崖という立地、堀の囲繞、土橋の存在から、外部に対して隔絶性の高い構築物である。また、方形化を指向した施設としても重要な存在である。

⑥楠葉中之芝遺跡（枚方市）

淀川左岸に立地した河内国楠葉における中世前期の居館跡、および建物群跡である（図54）。中世期遺構が検出されたのは、おもに1区と2区で、行基建立と伝える久修園院の北西にあたる。1区西側には、幅2.3～3.1メートル、深さ1メートルの堀が逆L字形を呈して検出された。堀内部から土師器皿、瓦器椀、瓦質土器の鍋、青磁、下駄（12世紀後半～13世紀前半）などが出土しており、13世紀前半に築造したものと考えられる。なお区画から井戸1基

が確認されているが、これらの内壁は船底木枠で補強されていた。淀川沿岸の立地から勘案すれば、船舶に関わる施設だった可能性がある。一方1区の東側には、二つの東西溝（道路）と宅地区画が確認されている。このルートは東西路で、延長すると前述の淀川沿岸の堀で区画された空間につながるため、関連施設と考えられる（「楠葉中之芝遺跡第64次調査 現地説明会資料」枚方市教育委員会2013）。

1区遺構平面図と主要遺構

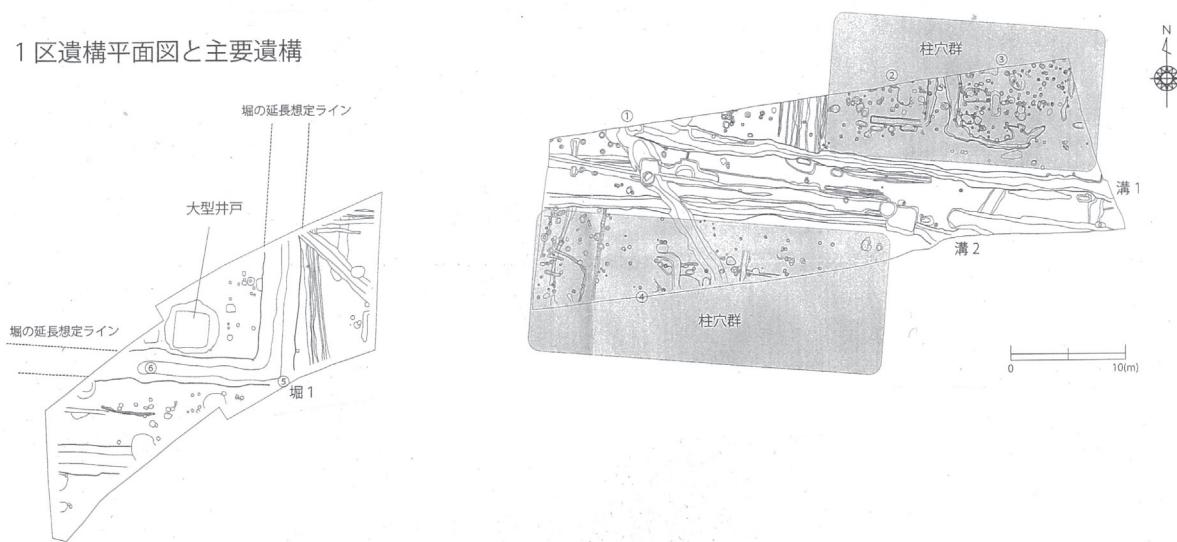


図54 楠葉中之芝遺跡概要図

当地は、山城国橋本（京都府八幡市）と河内国楠葉（大阪府枚方市）の境界にあたる。その際、中世前期においても橋本津で水路閥を設置しようとした動きがあったこと、楠葉関所が14世紀頃まで興福寺、春日社による関所が断続的に立地したことが指摘されている。これは、やはり摂関家の殿下渡領として存続した楠葉牧との関係が深かったことが起因するといわれている（大村拓生「楠葉関・禁野関の領主と地域社会」『枚方市史年報』18 2016）。また、13世紀前半は対岸に後鳥羽院の水無瀬離宮が造成されており、この楠葉中之芝遺跡も、その渡河地点として重要視されていたと考えられる。

当遺跡は、淀川沿岸という立地とともに、鎌倉時代前期の居館跡と道路、集落跡がセットで検出された、きわめて珍しい存在と位置づけられる。近年、畿内・近国の武士団の活動は、流通などとも強く関連していたことが強調されている。立地や遺構・遺物から察して、当時の武士団と淀川舟運との関わりも考えられる遺跡である。

⑦日置荘遺跡（堺市美原区）

興福寺領鑄物師の拠点であり、かつ中世後期は室町幕府御料所であった河内日置荘の居館跡である（図55）。遺物から、堀の掘削時期は13世紀中頃といわれ、15世紀ころに廃絶したと推定されている。重要なことは、囲繞された堀の内縁が空闊地となっている点である。そのため、土壘の基底部と推定されており、13世紀中葉まで土壘構築が遡及するか、注目される遺構である。

(2) 中世前期城館の構造的特質

以上、畿内・近国における中世前期の城館跡について考察

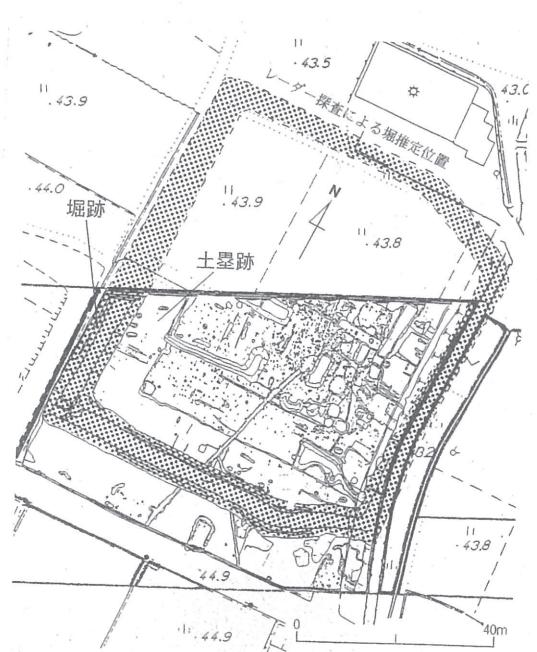


図55 日置荘遺跡概要図

してきた。以下、大まかではあるが、概観してみたい。

第一に、自明であるが、近年の発掘調査によって、畿内・近国においても平安時代後半から鎌倉時代の遺構の類例が増加したことが理解できよう。当該期における各々の地域史は改めて検討していく必要があるが、一般には山城、丹波、河内国は権門寺社の勢力が強く、当然莊園制も維持されていた。その点を勘案すれば、在地領主側の伸長という要素だけでなく、莊園経営の拠点という意味合いの方も十分視野に入れていく必要がある。特に今回の遺構は、楠葉中之芝遺跡を除き、周囲の莊園の中心、あるいは視界を収める台地上に位置しており、地域支配とも関連していたと考えられる。

第二に、各遺構とも立地、及び構造が多様であると理解できよう。今まで、城郭史の分野では単純な中世前期の方形館から、複雑な中世後期の城郭へ、という流れで考察されてきたが、今回取り上げた遺構のように、中世前期の城館の立地、構造は、実に多様な存在であることが確認できたと思う。

そうしたなかで、大内城跡や海印寺遺跡のように台地上、段丘縁という条里型地割に規制されない立地にも関わらず、方形プランを指向していた点で注目される。一般に平地の城館は条里型地割による規制によって、屋敷地が方形を指向すると言われている。しかし、今回のように方形を指向する動向が耕地、開発地に関係なく築かれていた。一方、条里型地割の中にありながら、これに斜行する形で築かれた橢円形の構造の上中城跡も特徴的である。

第三に、中世前期において、土塁の構築事例が存在したことがあげられる。大内城跡、上中城跡、日置莊遺跡では、外部と画する土塁が構築されている点で注目される。前述してきたように、中世前期の方形館では土塁構築が稀と認識されていたが、改めて地域を絞って検討すると、こうした遺構が顕著に確認できたと考える。なお、大内城跡、日置莊遺跡が四周を囲繞する構築方法を探るのに対して、上中城跡は北側のみの構築であり、背後を遮断する意味合いが強く、山城などに見られる堀切機能と色彩が似ている。

第四に、堀の用水機能については、顕著な遺構は見られなかった。犬飼遺跡では、南から水田をめぐった排水が各々の堀に流入している様相があり、かつ堀の北先端は土手で閉じられているため、一定の貯水機能が期待できる。ただし、それは土手の形状から貯水量は限定的であった。また水路（導水溝、排水溝）と土橋（通路）との分化が進展しておらず、用水機能に特化しようとした工夫は見られない。また、堀底における貯水機能なども見られないため、現状では各遺跡の堀における用水機能は低いといえる。

台地上や段丘崖に城館が築かれたことを想起すれば、四周の堀の機能は、やはり外部への隔絶性（防御性）を高めることが第一義であり、用水は、あくまでも副次的な機能と言わざるを得ない。

第五として、中世前期から後期への連続性の問題がある。今回、発掘調査で確認されたように、大半の遺構は14世紀までには機能を失っている。これらは、現地における莊園経営の消長や質的な転換があったものと考えられる。一方で13世紀末の近衛氏領革嶋南莊の「御所力キ内」は、15～16世紀に成立した革嶋城跡と重複し空間であった。このことから革嶋城跡は、現地の政所屋敷を継承したと考えられている。さらに、六人部莊の拠点だったと推定される台地上の大内城跡1も、15世紀前半以降には西麓の方形館2、3へと拠点が移転したと考えられる。つまり、こうした遺構場所の合致性や移転範囲の近接性から、現地から莊園を考察する視点が成立し得ると思われる。

おわりに

本稿では、近年の中世前期の城館遺構の研究史と、畿内・近国における発掘事例を概観してきた。そうしたなかで、条里型地割に規制されず、かつ土塁を残存する上中城跡は、かなり貴重な事例と位置づけられる。周囲には、領主支配に関わる小字名なども残存しているため、今後は城館そのものの検討とともに、村落景観のなかで位置づける作業が必要となると考える。

また、畿内・近国における当該期の城館遺構が、きわめて多様な特徴を持つことも確認できた。台地上という立地、方形化の指向、土塁・堀などの囲繞する施設の築造、曲輪に複郭化など、中世後期でも見られたような動向が指摘しえた。今後は、こうした多様性を活用し、分類を進めることによって、各々の特徴をまとめていく必要がある。遺構的な多様性に着目することによって、むしろ中世前期における地域社会の変動、たとえば権門側の莊園経営と在地領主（武士団）の協同、対峙などの議論へ発展化できると思われる。こうした視点については、今後に期したい。

